平成２８年（フ）第７８６号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地63棟110号
債務者　金谷　泰子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０６号
神戸市長田区二番町２丁目１番地205号、従前の住所神戸市長田区大道通１丁目14番地フレール長田513号
債務者　藤原和美こと　張　　和美
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１７号
兵庫県伊丹市鋳物師２丁目39番地　県警宿舎Ａ－301号
債務者　伊東　真希（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
兵庫県川西市栄町７番６－403号
債務者　栗本　まり
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５４８号
兵庫県尼崎市神崎町37番37号　東田文化２Ｆ
債務者　多田　正行
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３８８号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　110号棟508号室、従前の住所岐阜県多治見市大畑町赤松７番地の32
債務者　辻村　哲實
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３８９号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　110号棟508号室、従前の住所岐阜県多治見市大畑町赤松７番地の32
債務者　辻村　律子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４４９号
愛知県小牧市城山５丁目115番地　県営城山住宅１棟301号
債務者　岡島　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６号
兵庫県たつの市揖西町清水新35番地、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町川戸1061番地10
債務者　玉村　政彦
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１８号
大分県豊後大野市三重町玉田92番地１　フレグランスＴＡＭＡＤＡ－Ａ101
債務者　宮木奈穂子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第１９号
大分県豊後大野市朝地町鳥田128番地
債務者　和田　憲正
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第９６号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8123番地38　サンパレス有明Ｊ棟
債務者　轟　　岩次
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5188番地２
債務者　**廣**田　早苗
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
北海道帯広市西24条南４丁目36番地22
債務者　髙木　淳一
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
神奈川県横須賀市武３丁目28番15号
債務者　外島　　翔
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１６５号
神奈川県三浦市三崎１丁目５番７号　吉田ビル３階右
債務者　神戸　妙子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１６８号
神奈川県横須賀市津久井２丁目９番７－105号
債務者　臼井　清一
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部